

茨木市木造住宅耐震改修等補助要綱

(目的)

第1 この要綱は、茨木市住宅・建築物耐震改修促進計画（平成20年3月策定）に基づき、本市の区域内に存する木造住宅（国、都道府県及び市町村が所有する建築物を除く。以下同じ。）の所有者に対し、市が補助金を交付することにより木造住宅の耐震改修等を促進し、もって地震による市内の人的・物的な被害の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 一戸建ての住宅、長屋住宅並びに階数が3未満及び床面積の合計が1,000平方メートル未満の共同住宅のうち、次の各号のいずれにも該当するものをいう。ただし、店舗その他これに類するものの用途を兼ねる場合にあっては、当該用途に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満であるものに限る。
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号。第4及び第8において「法」という。）第2条第1号に規定する建築物のうち木造のもの
 - イ 地階を除く階数が2以下のもの
- (2) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会が発行する「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法」（時刻暦応答計算による方法を除く。）その他市長が適当と認める方法に基づき、耐震改修技術者が木造住宅の耐震性について判定することをいう。
- (3) 耐震改修技術者 次に掲げる技術者（その者が所属する建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の登録を受けている建築士事務所（第14において「建築士事務所」という。）又は建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者（第14において「建設業者」という。）を含む。）
 - ア 公益社団法人大阪府建築士会が主催する既存木造住宅の耐震診断・改修講習会（平成24年度以後に開催されたものに限る。）の受講修了者名簿に登録されている者
 - イ 建築士法第2条第1項に規定する建築士で、一般財団法人日本建築防災協会が主催する木造住宅の耐震診断と補強方法講習会（平成24年度以後に開催されたものに限る。）の受講修了者
 - ウ その他市長がア又はイに該当する者と同等以上の技術を有すると認めた者
- (4) 耐震診断結果 「一般診断法」又は「精密診断法」による総合評価における上部構造評点（第2号に規定する市長が適当と認める方法にあっては、当該方法で用いる評点）をいう。
- (5) 耐震改修計画 耐震改修技術者が作成した耐震改修に係る計画で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 耐震診断結果の数値が1.0未満の木造住宅について、耐震改修工事後の数値

を1.0以上まで高めるための計画

イ 耐震診断結果の数値が0.7未満の木造住宅について、耐震改修工事後の数値を0.7以上であり、かつ、0.3以上高めるための計画

(6) 耐震改修設計 耐震改修計画を策定することをいう。

(7) 耐震改修工事 耐震診断結果の数値が1.0未満の木造住宅について、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

ア 耐震改修工事後の当該数値を1.0以上まで高めるために実施する工事

イ 耐震診断結果の数値が0.7未満の場合、耐震改修工事後の結果の数値が0.7以上であり、かつ、0.3以上高める工事

ウ 耐震診断結果の数値が1.0未満の場合、公的機関において、性能等（地震発生時に居住している住宅の倒壊から自らの生命を守ることができる居住空間の安全性）が確認されたシェルター工法

(8) 除却工事 耐震診断結果の数値が0.7未満又は「誰でもできるわが家の耐震診断」による評点の合計が7以下の木造住宅について、当該木造住宅を取り壊す工事をいう。

（補助対象事業）

第3 補助の対象となる事業は、耐震改修設計、耐震改修工事及び除却工事とする。

（補助対象建築物）

第4 補助の対象となる建築物は、次の各号のいずれにも該当する木造住宅とする。

(1) 原則として、平成12年5月31日以前に法第6条第1項の規定による建築主事の確認を受けて建築された木造住宅であること。ただし、除却工事を行う場合にあつては、昭和56年5月31日以前に法第6条第1項の規定による建築主事の確認を受けて建築された木造住宅であること。

(2) 本市の区域内に存するものであること。

(3) 耐震改修工事を行う場合にあつては、現に居住しているもの又はこれから居住しようとするものであること。

(4) この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

（補助対象者）

第5 補助の対象となる者（第7及び第8において「補助対象者」という。）は、補助の対象となる木造住宅の耐震改修等を行う所有者（法人を除く。）であつて、第8の規定による申請を行う日の属する年度（1月から5月までの間に申請を行う場合にあつては、前年度）の課税所得金額（第8において「課税所得金額」という。）が5,070,000円未満の者とする。

（補助対象経費）

第6 補助の対象となる経費は、次の各号に掲げる経費とする。

(1) 耐震改修設計に要する経費（当該耐震改修計画に基づく耐震改修工事が補助金の交付申請日の属する年度内に完了する場合に限る。）

(2) 耐震改修工事に要する経費

(3) 除却工事に要する経費

（補助金額）

第7 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。

(1) 耐震改修設計 次に掲げる額のいずれか少ない額

ア 第6第1号の補助対象経費の合計額に10分の7を乗じて得た額

イ 1棟当たり100,000円

(2) 耐震改修工事 次に掲げる額のいずれか少ない額

ア 第6第2号の補助対象経費の合計額

イ 1戸当たり700,000円。ただし、補助対象者の属する世帯の月額所得（世帯員の申請を行う日の属する年の前年（1月から5月までの間に申請を行う場合にあつては、前々年）の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。第8において同じ。）から地方税法第314条の2に規定する障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、配偶者控除額、扶養控除額、ひとり親控除額及び公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号イに規定する給与所得等控除額を差し引いた金額を合算し、その金額を12で除した額をいう。）が214,000円以下の場合は、900,000円

(3) 除却工事 次に掲げる額のいずれか少ない額

ア 第6第3号の補助対象経費の合計額

イ 1戸当たり400,000円。ただし、補助対象者の属する世帯の月額所得（世帯員の申請を行う日の属する年の前年（1月から5月までの間に申請を行う場合にあつては、前々年）の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。第8において同じ。）から地方税法第314条の2に規定する障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、配偶者控除額、扶養控除額、ひとり親控除額及び公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号イに規定する給与所得等控除額を差し引いた金額を合算し、その金額を12で除した額をいう。）が214,000円以下の場合は、600,000円

2 長屋住宅及び階数が3未満及び床面積の合計が1,000平方メートル未満の共同住宅の除却工事を行う場合は、1棟を1戸として扱う。

3 前2項の補助額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第8 補助金の交付を受けようとする者は、耐震改修設計、耐震改修工事又は除却工事に係る契約を締結する前に、茨木市木造住宅耐震改修等補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる区分に応じた書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

(1) 耐震改修設計及び耐震改修工事を併せて申請する場合

ア 法第6条第4項に規定する当該建築物の確認済証の写し又は法第7条第5項に規定する当該建築物の検査済証の写し（当該書類がない場合は、建築確認年月日又は工事完了年月日が確認できるもの。）

- イ 当該木造住宅の所有者が分かる書類
- ウ 補助対象者（第7第1項第2号イただし書に該当するときは、補助対象者の属する世帯の全ての世帯員）の合計所得金額及び課税所得金額が分かる書類の写し
- エ 耐震改修工事を行う前の耐震診断結果
- オ 耐震改修設計に要する経費が分かる見積書
- カ 耐震改修技術者であることを証する書類の写し
- キ 当該建築物の所有者と占有者（居住者）が異なる場合は、それら利害関係者からの耐震改修工事の実施をしてよい旨の同意書
- ク その他市長が必要と認める書類

(2) 耐震改修工事を申請する場合

- ア 法第6条第4項に規定する当該建築物の確認済証の写し又は法第7条第5項に規定する当該建築物の検査済証の写し（当該書類がない場合は、建築確認年月日又は工事完了年月日が確認できるもの。）

- イ 当該木造住宅の所有者が分かる書類
- ウ 補助対象者（第7第1項第2号イただし書に該当するときは、補助対象者の属する世帯の全ての世帯員）の合計所得金額及び課税所得金額が分かる書類の写し
- エ 耐震改修工事を行う前の耐震診断結果
- オ 耐震改修計画に係る図書
- カ 耐震改修工事に要する経費が分かる見積書
- キ 耐震改修技術者であることを証する書類の写し
- ク 当該建築物の所有者と占有者（居住者）が異なる場合は、それら利害関係者からの耐震改修工事の実施をしてよい旨の同意書
- ケ その他市長が必要と認める書類

(3) 除却工事を申請する場合

- ア 法第6条第4項に規定する当該建築物の確認済証の写し又は法第7条第5項に規定する当該建築物の検査済証の写し

- イ 当該木造住宅の所有者が分かる書類
- ウ 補助対象者（第7第1項第3号イただし書に該当するときは、補助対象者の属する世帯の全ての世帯員）の合計所得金額及び課税所得金額が分かる書類の写し
- エ 除却工事を行う前の耐震診断結果又は「誰でもできるわが家の耐震診断」の結果
- オ 除却工事に要する経費が分かる見積書
- カ 当該建築物の所有者と占有者（居住者）が異なる場合は、それら利害関係者からの除却工事の実施をしてよい旨の同意書
- キ その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9 市長は、第8の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応

じて現地調査を行い、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市木造住宅耐震改修等補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

（変更及び中止の届出）

第10 補助金の交付を申請した者は、補助金の交付決定通知後において当該補助事業の内容を変更しようとするとき、又は事情により事業を中止しようとするときは、第8に準じて茨木市木造住宅耐震改修等補助金交付変更・中止承認申請書（様式第3号）を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第9に準じて決定の内容を変更し、茨木市木造住宅耐震改修等補助金変更承認通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

（耐震改修計画についての協議）

第11 第8第1号の規定により補助金の申請をし、第9の規定により交付決定の通知を受けた者は、耐震改修計画を策定したときは、耐震改修計画に係る図書及び耐震改修工事に要する経費が分かる見積書を提出し、当該計画について市長と協議をしなければならない。

（実績報告）

第12 補助金の交付の決定を受けた者は、耐震改修工事又は除却工事終了後、茨木市木造住宅耐震改修等補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支払に係る領収書の写し
- (2) 補助対象経費が分かる請求書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定等）

第13 市長は、第12の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市木造住宅耐震改修等補助金確定通知書（様式第6号）により報告書を提出した者に通知する。

（補助金の交付請求）

第14 第13の補助金確定通知書を受けた者は、茨木市木造住宅耐震改修等補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。この場合において、請求した補助金の代理受領を耐震改修設計を行った技術者が所属する建築士事務所、耐震改修工事又は除却工事を行った建設業者（第14及び第15において「耐震事業者」という。）に委任するときは、市長に提出する請求書に茨木市木造住宅耐震改修等補助金の代理受領に係る委任状（様式第8号）（耐震改修設計及び耐震改修工事を異なる耐震事業者が行う場合にあっては、それぞれの茨木市木造住宅耐震改修等補助金の代理受領に係る委任状）を添付しなければならない。

（補助金の交付）

第15 市長は、第14の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認

めたときは、当該請求者（当該請求者が補助金の受領を耐震事業者に委任した場合は当該耐震事業者）に補助金を交付する。

（立入検査）

第16 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の木造住宅に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

（帳簿等の整備）

第17 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

（書類の保存）

第18 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該耐震改修工事又は除却工事が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（補助の取消し等）

第19 市長は、補助金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。

(5) 耐震改修工事後の数値が、第2第7号の数値に達しなかったとき。

(6) その他市長が不相当と認めたとき。

（市長の指示）

第20 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年3月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、平成23年3月1日から実施する。

（平成22年度に採択した木造住宅に対する補助額の特例）

2 平成23年3月1日から同年3月31日までの間に別に定めるところにより市長が採択し、かつ、同年4月1日以後に第7の規定による申請が行われた木造住宅に対する補助金の額は、第6第1項の規定にかかわらず、次に掲げる額のうちいずれか少ない額とする。ただし、当該少ない額が1戸当たり200,000円以上であり、かつ、耐震改修後の耐震診断結果の数値が1.0以上の場合は、その額から租税特別措置法第41条の19の2の規定により補助対象者の所得税の額から控除される額を差し引いた額とする。

(1) 補助対象経費の合計額に100分の15.2を乗じて得た額に300,000円を加えた額。
ただし、補助対象者の属する世帯の月額所得（世帯員の合計所得金額から地方税法第314条の2に規定する障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、配偶者控除額及び扶養控除額を差し引いた金額を合算し、その金額を12で除した額をいう。）が公営住宅法施行令第6条第5項第1号に規定する金額以下の場合は、100分の23.0を乗じて得た額に300,000円を加えた額

(2) 900,000円

(3) 補助対象経費の合計額

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市木造住宅耐震改修事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助額について適用し、同日前の申請に係る補助額については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成24年3月22日から実施する。ただし、この要綱による改正後の第4及び第6の規定は、平成24年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の第4及び第6の規定は、平成24年4月1日以後の申請に係る補助について適用し、同日前の申請に係る補助については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年6月21日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年6月7日から実施する。

附 則

(実施時期)

1 この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の茨木市木造住宅耐震改修等補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則
(実施時期)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の茨木市木造住宅耐震改修等補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則
この要綱は、平成30年5月1日から実施する。

附 則
(実施時期)

- 1 この要綱は、平成30年7月18日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の茨木市木造住宅耐震改修等補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則
この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則
(実施期日)

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の茨木市木造住宅耐震改修等補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則
(実施時期)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の茨木市木造住宅耐震改修等補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則
(実施時期)

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の茨木市木造住宅耐震改修等補助要綱第7の規定は、この

要綱の実施の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(実施時期)

1 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市木造住宅耐震改修等補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

様式第2号（第9関係）

茨木市指令 第 号

住 所
氏 名 様

茨木市木造住宅耐震改修等補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市木造住宅耐震改修等補助金について、
次のとおり交付決定しましたので通知します。

1 補助対象建築物

名 称

所 在 地

2 補助対象事業

3 交 付 金 額 円

4 補助の条件

年 月 日

茨 木 市 長



様式第3号（第10関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

住 所
氏 名

印

（自署の場合は押印不要）

茨木市木造住宅耐震改修等補助金交付変更・中止承認申請書

年 月 日付け茨木市指令居政第 号に係る茨木市木造住宅耐震改修等補助事業について、次のとおり変更・中止したいので申請します。

- 1 補助対象事業
- 2 変更又は中止の内容
- 3 変更又は中止の理由
- 4 変更前交付決定額 円
- 5 変更後交付申請額 円
- 6 差引増減額 円

様式第4号（第10関係）

茨木市指令 第 号

住 所
氏 名 様

茨木市木造住宅耐震改修等補助金変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市木造住宅耐震改修等補助事業は、次の条件を付けて変更承認します。

条 件

- | | |
|-----------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 変更増減額 | 円 |
| 3 変更交付決定額 | 円 |

年 月 日

茨木市長

印

様式第5号（第12関係）

年 月 日

（報告先）茨木市長

住 所
氏 名

印

（自署の場合は押印不要）

茨木市木造住宅耐震改修等補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令居政第 号で交付決定通知を受けた補助事業が完了したので、次のとおり報告します。

- 1 補助対象事業
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 補助金精算額 円
- 4 補助事業の成果
- 5 工事着手日 年 月 日
- 6 添付書類
 - (1) 補助対象経費の支払に係る領収書の写し
 - (2) 補助対象経費が分かる請求書の写し
 - (3)

様式第6号（第13関係）

茨木市指令 第 号

住 所
氏 名 様

茨木市木造住宅耐震改修等補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市木造住宅耐震改修等補助金実績報告書を審査の結果、茨木市木造住宅耐震改修等補助金を次のとおり確定します。

- | | |
|------------|---|
| 1 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 補助金確定額 | 円 |

年 月 日

茨木市長

印

様式第7号（第14関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

住 所
氏 名 ⑩

（自署の場合は押印不要）

茨木市木造住宅耐震改修等補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった茨木市木造住宅耐震改修等補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金 額 円

3 支払金口座振替依頼書

金融機関名	銀行・農協・信金・信組 その他（ ）							銀行コード	
支店名	支店・支所							支店コード	
預金種別	普通・当座	←どちらかに○をしてください	口座番号						(7桁・右詰)
振込口座名義	フリガナ								

様式第8号（第14関係）

茨木市木造住宅耐震改修等補助金の代理受領に係る委任状

年 月 日

申請者 住 所
氏 名 ⑩
(自署の場合は押印不要)
電話番号

私は、下記の建築物の耐震改修等補助金について、茨木市木造住宅耐震改修等補助要綱第14に基づく請求に係る代理受領を

法人名：
代表者氏名：
所在地：

に委任します。

記

- 1 建築物の所在地 茨木市
- 2 代理受領を委任する補助金請求額 金 円

耐震改修等補助金の代理受領の受任に係る同意書

年 月 日

代理受領受任事業者 法 人 名
代表者氏名 ⑩
所 在 地
電 話 番 号

私は、上記の建築物の耐震改修等補助金について、茨木市木造住宅耐震改修等補助要綱第14に基づく請求に係る代理受領を受任することに同意します。